

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

(告示)

- 水産業協同組合法第十一条第三項第七号等に規定する主務大臣の定める者等を定める件の一部を改正する件(金融庁・農林水産一〇)
- 除籍の一部が滅失した件(法務五二四)
- 不動産登記規則等の一部を改正する省令附則第三条第二項の規定に基づき事務を指定する件(同五二五)
- 中小漁業融資保証法第七十七条の規定に基づき、主務大臣が指定する資金を定める件の一部を改正する件(財務・農林水産四二)
- 食品衛生法に基づく登録検査機関の製品検査の種類の變更の件(厚生労働五二四)
- 食品衛生法に基づく登録検査機関の主たる事務所の所在地の變更の件(同五二五)
- 食品衛生法に基づく登録検査機関の代表者の變更の件(同五二六)
- 食品衛生法に基づき登録検査機関を登録した件(同五二七)
- 水産業協同組合法施行規程の一部を改正する件(農林水産一六八四)
- 保安林の指定をする件(同二六八五、一六八八)

- 保安林の指定を解除する件(同二六八九、一六九一)
- 船舶等型式承認規則第八條の規定に基づき、型式の變更を承認した件(国土交通一三六九、一三八〇)
- 水産動植物の被害防止に係る農業登録保留基準の一部を改正する件(環境九七)
- 海上における射撃訓練を実施する件(防衛二二八、二三三)
- 道路に関する件(近畿地方整備局一六五、一六九)

(国会事項)

(人事異動)

内閣 内閣府 外務省 最高裁判所

(官庁報告)

産業

日本工業規格
(厚生労働省、厚生労働省・経済産業省)

標準仕様書(TS)の公表について
(厚生労働省・経済産業省)

労働

争議行為の通知の公表について
(厚生労働省)

最低賃金の改正決定に関する公示
(山形労働局最低賃金公示二五、茨城同五、山梨同二、奈良同二、四、鳥取同二、大分同二、七)

(公告)

諸事項

官庁
財団、司法書士懲戒処分、国営妹背牛土地改良事業計画関係

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係
地方公共団体
教育職員免許状失効関係
会社その他

告示

- 金融庁告示第十二号
農林水産省告示第十二号
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)の施行に伴い、並びに水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条第三項第七号、第八十七号第四項第七号及び第九十三条第二項第七号の規定に基づき、平成十八年三月三十一日金融庁告示第十二号(水産業協同組合法第十一条第三項第七号等に規定する主務大臣の定める者等を定める件)の一部を次のように改正し、平成二十年十二月一日から施行する。
平成二十年十一月二十五日
金融庁長官 佐藤 隆文
農林水産大臣 石破 茂
第一条第十五号中「社団法人ジェイエフマリンバンク支援協会」の下に「昭和四十七年二月一日に社団法人全国漁協信用事業相互援助基金という名称で設立された法人をいう。」を加える。
○法務省告示第五百二十四号
長野市役所保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十年十二月二十五日まで、同市長に対して、次の手続をしてください。
一 当該除籍に係る戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。
二 前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。
注意
一 申出は、口頭でも差し支えない。
二 申出の手続について分からないことがあれば、長野市役所又は長野地方裁判所に照会すること。
平成二十年十一月二十五日
法務大臣 森 英介
長野市古牧六百七十二番地 池田 勝馬

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4571号	作業用救命衣 (小型船舶用救命胴衣の要件に適合するもの) (膨脹式)	TK-2000型	高階救命器具株式会社	膨脹装置のデザイン(材質、形状及び構成部品含む)変更
第4458号	"	YM-005型	"	"
第4556号	"	YM-021型	"	"
第4557号	"	YM-007型	"	"
第4648号	"	TK-3000型	"	"
第4649号	"	NP-028A型	"	"
第4660号	"	E/MQ-01B型	"	"
第4684号	"	EG-02型	"	"
第4685号	"	EXE-2700型	"	"
第4710号	"	OW-2040 II型	"	"
第4748号	"	TK-2310型	"	"
第4560号	小型船舶用救命胴衣(膨脹式) (体重が15キログラム以上40キログラム未満の小児用)	TK-2003 B型	"	"

○環境省告示第九十七号
昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号(農業取締法第三條第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準)第三号の規定に基づき、水産動植物の被害防止に係る農業取締保留基準(平成十八年十二月環境省告示第四百十三号)の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。
平成二十年十一月二十五日 環境大臣 齊藤 鉄夫

表(10'E, 14'E, 16'E, 22'Z) — (1'R, 4'S, 5'S, 6'R, 8'R, 12'R, 13'S, 20'R, 21'R, 24'S) — 21, 24 — ジェドロキシ — 12 — [(2'Z) — 2 — メトキシイミノ — 2 — フェニルアセトキシ] — 5', 6', 11', 13', 22 — ペンタメチル — 3, 7, 19 — トリオキサテトラシクロ[15.6.1.1^{2,4}.0^{2,3}] — ペンタコサ — 10, 14, 16, 22 — テトラエン — 6 — スピロ — 2 — テトラヒドロピラン — 2 — オン(別名レビメクテンA3)及び(10'E, 14'E, 16'E, 22'Z) — (1'R, 4'S, 5'S, 6'R, 8'R, 12'R, 13'S, 20'R, 21'R, 24'S) — 6' — エチル — 21, 24 — ジェドロキシ — 12 — [(2'Z) — 2 — メトキシイミノ — 2 — フェニルアセトキシ] — 5', 11', 13', 22 — テトラメチル — 3, 7, 19 — トリオキサテトラシクロ[15.6.1.1^{2,4}.0^{2,3}] — ペンタコサ — 10, 14, 16, 22 — テトラエン — 6 — スピロ — 2 — テトラヒドロピラン — 2 — オン(別名レビメクテンA4)の混合物(別名レビメクテン)の項の次に次のように加える。

2 — メチル — 4 — クロロフェノキシ酢酸エチル(別名MCPBエチル)	19µg/1
テトラクロロイソフタロニトリル(別名クロタロニル又はTPN)	8.0µg/1
メチル — (E) — 2 — [(2 — ジェトロキシ) — 2 — ジェトロキシ] — 2 — ジェトロキシ — 28µg/1	
2 — イソプロピル — 3 — ビジジメチル — N — ニトロイミダゾリジン — 8.500µg/1	

1. 1 — イミノオジ(オクタメチル) シグマニジニウム = トリス(フェニルベンゼン)スルホネート(別名イミノタジニルベンゼン)及び1, 1' — イミノオジ(オクタメチル) シグマニジニウム = トリフェニル — (別名イミノタジニルベンゼン)	1, 1' — イミノオジ(オクタメチル) シグマニジニウム = トリス(フェニルベンゼン)スルホネート(別名イミノタジニルベンゼン)及び1, 1' — イミノオジ(オクタメチル) シグマニジニウム = トリフェニル — (別名イミノタジニルベンゼン)として2.7µg/1
(RS) — 1 — メチル — 2 — ニトロ — 3 — (テトラヒドロ — 3 — フリルメチル) グラニジン(別名ジノグラニジン)	24.000µg/1
2 — メチルチオ — 4 — エチルアミノ — 6 — (1, 2 — ジメチルプロピルアミノ) — s — トリアジン(別名ジメタメトリン)	12µg/1
2 — [(2 — クロロ — 4 — メチル — 3 — [(テトラヒドロフラン) — 2 — イソプロピル] — メチル] — ベンゾイル) シクロヘキサン — 1, 3 — ジオキシ(別名テトラトリオン)	5.300µg/1
(S) — α — ジェトロ — 3 — フェノキシベンジル = (1'R, 3'S) — 2, 2' — ジメチル — 3 — (1, 2, 2' — ジメチルプロピルプロピル) シクロロパベンカルボキシラート(別名トラロメトリン)	0.0063µg/1
(E) — N — (6 — クロロ — 3 — ビジジメチル) — N — エチル — N' — メチル — 2 — ニトロビニル — ジェトロアミノ(別名ニチンピラ)	9.900µg/1
1 — テセチル — 1, 2, 3, 4 — テトラヒドロ — 3 — [(3 — ビジジメチル) — 1 — 6 — [(1, 2, 2' — ジメチルプロピル) — 1 — (トリフルオロメチル) エチル] キチリル — 2 — オキシ(別名ビリルキチン)	0.27µg/1
2 — メチルチオ — 4, 6 — ビス(イソプロピルアミノ) — s — トリアジン(別名プロメトリン)	35µg/1
1 — (4 — クロロベンジル) — 1 — ジクロロベンチル — 3 — フェニル — 100µg/1	

○防衛省告示第二百二十八号
海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成二十年十一月二十五日 防衛大臣 浜田 靖一

日 時 平成二十年十二月一日から同月五日までの間、毎日〇七〇〇から一七〇〇までの間、九州北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(イ)の地点と(ロ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

区域	北緯三四度四三分二一秒
(イ)	東経一三〇度五二分〇一秒
(ロ)	北緯三四度〇八分五二一秒
(ハ)	東経一三〇度二九分〇一秒
(ニ)	北緯三四度一六分五七秒
(ヘ)	東経一三〇度二二分三七秒
(ホ)	北緯三四度五一分一一秒
(ヘ)	東経一三〇度三五分〇六秒

航空機 二機
その他 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二 前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百二十九号
海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成二十年十一月二十五日 防衛大臣 浜田 靖一

日 時 平成二十年十二月一日から平成二十一年一月三十一日までの間、〇八〇〇から一八〇〇まで

区域 硫黄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(イ)の地点と(ロ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

区域	北緯二八度一五分一五秒
(イ)	東経一四六度二九分四七秒
(ロ)	北緯二五度二五分一六秒
(ハ)	東経一四七度三七分四七秒
(ニ)	北緯二五度〇〇分一六秒
(ヘ)	東経一四五度三三分四八秒
(ホ)	北緯二七度五五分一五秒
(ヘ)	東経一四四度五七分四八秒